

令和7年3月

入札参加有資格者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

建設業法施行令の改正に伴う各種規程の変更について

令和7年2月1日に改正建設業法施行令が施行されたことに伴い、次のとおり規程を変更します。

記

1 特定建設業許可等の金額要件の見直し

金額要件	現行	改正後
特定建設業許可を要する下請代金額の下限	4,500万円 (7,000万円)※1	5,000万円 (8,000万円)※1
施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限	4,500万円 (7,000万円)※2	5,000万円 (8,000万円)※2
専任の監理技術者等を要する請負代金額の下限	4,000万円 (8,000万円)※2	4,500万円 (9,000万円)※2
特定専門工事の対象となる下請代金額の上限	4,000万円	4,500万円

※1 建築工事業の場合 ※2 建築一式工事の場合

2 本組規程の改正

「1 特定建設業許可等の金額要件の見直し」に伴い、下記の本組規程を改正します。

★ [監理技術者等の配置に関する事務取扱要領](#)

※専任配置の確認：落札決定日が令和7年4月1日以降の場合については、公告内容等にかかわらず、改正後の規程を適用します。

★ [請負工事成績評定要領](#)

★ [大阪広域環境施設組合請負工事施工体制確認マニュアル](#)

3 施行日

令和7年4月1日